皆さまの力で安心な消費社会を

消費者団体訴訟等支援法人 認定NPO法人

消費者スマイル基金

活動報告(2023.9~2024.8)

ごあいさつ

2023年度は、個人正会員72名、団体正会員22団体、賛助会員団体51団体(非営利42・営利9)、 寄付金は前年度実績をやや下回り658,493円となりました。助成事業は年2回行い、第13回で7団 体計215万円、第14回で8団体計275万円、2023年度合計で、のべ15団体へ490万円と前年度と 同規模の助成を実施することができました。ご支援をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

今年度は、2023年12月に改正消費者裁判手続き特例法に定められた「消費者団体訴訟等支援法人」として内閣総理大臣の認定を受け、法定された支援業務に着手し、消費者団体訴訟制度のポータルサイト(COCoLiS)のコンテンツ整備と適格消費者団体連絡協議会企画等業務などに取り組みました。また、新たな取り組みとして企業と消費者の協働・共創による健全で公正な市場の維持、拡大を目指して「消費者志向経営セミナー」を企画、実施しました。2022年度に引き続き「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務」を消費者庁より受託し、貧困問題へも視野を広げオンライン相談会等実態把握を通じて問題提起を行いました。

支援法人認定を受けて志を新たに、消費者被害防止や救済に資する制度を担う適格・特定適格消費者団体等の諸活動を支援する基盤としての役割を果たしていく所存です。

2024年 (令和6年) 12月23日 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人消費者スマイル基金 理事長 河野 康子



安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての消費者の願いです。一方、現実の日本社会は、超少子高齢社会に直面し、経済格差や貧困の広がりなど、今はもとより、次世代や将来の暮らしへの不安をぬぐい去れない状況です。

特に消費生活の分野では、高齢層・若年層を中心に、 さまざまな形で消費者被害が発生し続けており、「令和 6年版消費者白書」によれば、2023年の消費生活相談 件数は年間およそ91万件も発生しています。また、被 害額は2020年以降増加し続け、推計で年間約8.8兆円 にも上ります。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対しては、

主に全国の自治体の消費生活センター、(独法)国民生活センター等が相談を受け、助言・あっせんや裁判外紛争解決機関(ADR)など解決に向けての取り組みが粘り強く行われています。

また、消費者団体訴訟制度*1を活用して、適格消費者団体(全国26団体)・特定適格消費者団体(全国4団体)が、事業者の不当な行為の差止や共通して多数に生じた消費者被害の回復を行っています(令和6年11月現在)。このような民間の消費者団体が行う消費者被害防止・救済など公益性の高い活動に対して現在、公的支援が十分ではありません。活動の継続や広がりを図るためには資金面での支援が必要です。

消費者スマイル基金では、そうした消費者被害防止・救済のための制度を担う組織への支援を継続的に行っています。 また、2023年12月20日に内閣総理大臣より、消費者団体訴訟等支援法人の認定を受け、支援業務としてCOCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト*2の運営を消費者庁より受託しています。ほかにも消費者志向経営セミナーなども開催するなど活動の幅を広げています。



- ※1「消費者団体訴訟制度」とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などをすることができる制度で、平成19年6月7日から施行されている「差止請求」と平成28年10月1日から施行されている「被害回復」との2つの制度からなっています。
- ※2 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)は、全国の適格消費者団体が取り組む事業者の不当な行為に対する差止請求の結果や活動の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化している。

消費者スマイル基金について

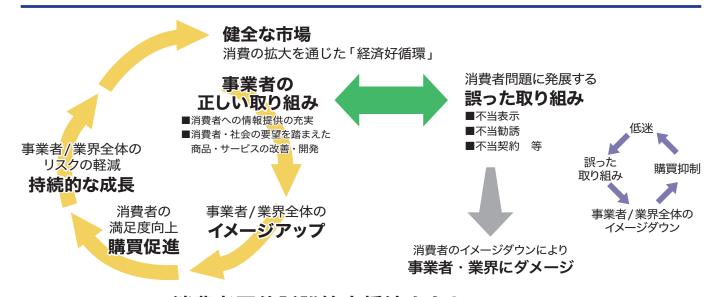
設立年月日:2017年4月28日 / 法人登記:2017年7月7日

理事長	河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
副理事長	石戸谷 豊	弁護士
理事	磯辺 浩一	(特非)消費者スマイル基金 事務局長
理事	内田 雅之	司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事
理事	大髙 友一	弁護士
	坂倉 忠夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 専務理事
理事	髙橋、義明	明海大学経済学部 教授
理事	古谷由紀子	(一財) CSOネットワーク 代表理事
 監事	井上 喜之	公認会計士
監事	堀川 直資	弁護士

(50音順)

消費者スマイル基金の理念と取り組み

企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



消費者団体訴訟等支援法人として *〈取り組み1〉* (特定) 適格消費者団体を支援します

当基金は、2023年12月20日、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けました。

- 1. 消費者団体訴訟制度に係る広報、公表を促進します。
 - (1)消費者庁の設置する消費者団体訴訟制度に係るポータルサイト(COCoLiSポータルサイト)の運用に協力しています。
 - (2) 当基金のウェブサイトで(特定)適格消費者団体のウェブサイト更新情報をお知らせしています。
- 2.消費者団体訴訟(被害回復)の簡易確定手続を支援する準備を進めています。



消費者への通知、連絡、分配等の実務を支援

3.(特定)適格消費者団体間の交流を促進しています。

消費者/企業の会費や寄付を、全国の適格消費団体の *〈取り組み2〉* 活動につなげ、健全な市場の実現を目指します



消費者スマイル基金助成事業

消費者被害回復・防止に関する活動への助成を行います。

- 1. 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟、裁判外の差止請求及びその結果の公表に係る助成。
- 2. 消費者被害の防止・回復のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟(消費者裁判手続特例法の行使)、裁判外の被害回復の実現に係る助成。
- 3. 消費者契約被害に係る消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体(適格消費者団体は除く)が自主的に営む消費者相談事業、消費者への情報提供に係る助成。

▼ 助成の流れ

公募開始 書面選考 理事会 助成決定 事業実施 報告

▼ 助成事例

- 1. 被害回復裁判(例):エステサロン/契約代金相当額の不当利得返還義務の確認
- 2. 差止請求訴訟:(例)通信販売/景表法措置命令事案の代金返還

約7年間で14回の助成事業を実施し、消費者被害の拡大防止や被害回復、相談業務、消費者教育、啓発などの活動を行う、延べ84団体に対して2,250万円の助成を行いました。





消費者スマイル基金2023年度助成団体一覧

2023年度は2回の助成を行い、活動を支援するために下記合計11団体に490万円を助成しました。

団体名		助成金額	
◎ 埼玉消費者被害をなくす会		900,000円	
◎ 消費者支援機構関西	(2回分)	800,000円	
◎ 消費者機構日本		300,000円	
○ 大分県消費者問題ネットワーク		300,000円	
○ 消費者支援ネットくまもと		300,000円	
○ 消費者支援ネット北海道	(2回分)	550,000円	
○ 消費者支援ネットワークいしかわ		300,000円	
○ 消費者市民ネットとうほく		400,000円	
○ 消費者被害防止ネットワーク東海	(2回分)	550,000円	
○ 消費者ネットおかやま		200,000円	
○ ひょうご消費者ネット		300,000円	

○特定適格消費者団体 兼 適格消費者団体 ○適格消費者団体

助成対象となった団体の活動内容とその経過(結果)

▶特定適格消費者団体による被害回復裁判

1. 埼玉消費者被害をなくす会

契約書面の重要事項の記載不備に対する、特定商取引法による契約の解除 (クーリングオフ) 又は取消し、返金請求。

事**案の概要:** 1年間4回の施術を受領後も無償で無制限に施術が受けられる「全身脱毛無制限コース」契約を交わしていた。しかし、エステ業者が確産し、施術は受けられず、クレジット会社は有償施術4回分の

エステ業者が破産し、施術は受けられず、クレジット会社は有償施術4回分のみを中途解約の対象とし、5回目以降の期間無制限の施術の不履行分について対応しなかった。

請求の趣旨:特定商取引法の特定継続的役務では、中途解約に関する定めがあり、エステ業者が交付する書面には中途解約に係る清算方法等を適切に記載しなければならない。個別信用購入あっせん契約も同様である。これらの法定書面には記載不備や虚偽記載があるから、支払った割賦相当額につき、不当利得として返還を求める。

経過:2023年1月よりクレジット会社へ問い合わせをするも、「役務が有償回数分と無償回数分からなる契約は、有償回数分が中途解約の対象となる。」と回答が変わらなかったため、2024年1月30日に消費者裁判手続特例法に基づき共通義務確認訴訟を提起した。同年12月に第4回弁論準備期日が終了、裁判は2024年12月時点で係属中である。

▶適格消費者団体による差止請求訴訟

2. 大分県消費者問題ネットワーク

訪問販売による家屋のリフォーム契約の勧誘に際し、クーリング・オフできないという不実の告知をする行為を差し止めることと法定交付書面にはクーリング・オフに関する事項を記載するよう求めた。

事案の概要:消費者宅を訪問してリフォーム工事等の請負契約を締結しているが、訪問販売の該当性を認めず、クーリング・オフはできないという不実告知を行い、法定書面にもクーリング・オフに関する事項が書かれていなかった。

請求の趣旨: 訪問販売で申込み等をする場合、特定商取引法9条の適用がない 旨を告げてはならない。また、訪問販売で契約等をするに際して、交付する法 定書面には、クーリング・オフに関する事項を記載すること。 経過:2021年12月に質問書を送付したが、届いた回答書に「訪問販売には当たらない。」と書かれていた。その後も、本件が訪問販売による契約であることを伝えたが、それを認めなかったため、2023年9月に差止請求訴訟を提起した。裁判は2024年12月時点で係属中である。

▶適格消費者団体による裁判外の差止請求

3. 消費者支援ネット北海道

不動産管理会社が賃貸借契約書に消費者契約法に抵触する不当な条項を設けていたため、それらの条項の使用中止または修正を 求めて申入れをした。(貧困ビジネス)

事案の概要: 当該不動産管理会社が所有する賃貸アパートの住人が家賃の滞納を理由に入口の鍵をロックされ、身の回りのモノを押収されるなどした。使用する不動産賃貸貸借契約書の契約条項に定めていた各条項は、消費者契約法9条または10条に違反するため、その使用の中止または修正を求めた。

経過:2023年11月に照会書を送付して申入れをしたところ、2024年1月に概ね申入れの趣旨に沿った回答が届いた。2024年4月に契約書の記載が変更されていることを確認し、同年7月、申入れに関する協議を終了した。

COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

2024年4月1日より、消費者と(特定)適格消費者団体をつなぐ「COCoLiS (消費者団体訴訟制度)ポータルサイト」が消費者庁のウェブサイトで公開されています。この消費者庁が構築するポータルサイトの運営を消費者スマイル基金が受託しています。

当サイトは、消費者の被害回復裁判手続への参加や、消費者から団体への情報提供を促すとともに、消費者被害の予防・救済に関わる方が活用することにより、同種の被害の未然防止や解決を促進することを目的としています。

全国に26ある適格消費者団体が取り組む事業者の不当な行為に対する差止請求の結果や活動の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報が今回一元化されました。

< URL >

https://cocolis.caa.go.jp/



消費者スマイル基金と消費者及び食品安全担当大臣が総理大臣表敬

2024年9月18日に当基金の河野康子理事長と自見はなこ消費者及び食品安全担当大臣(当時)が総理大臣官邸に岸田文雄総理(当時)を表敬しました。

当基金は内閣総理大臣より認定を受けている消費者団体訴訟等支援法人です。事業者・消費者から寄付を募り、 消費者団体訴訟制度の担い手である消費者団体を支援している法人であるということで、当基金への支援が集ま るようにと、自見はなこ消費者及び食品安全担当大臣(当時)のご尽力により実現しました。

今回、その時の表敬の模様と当基金について、独立行政法人国民生活センターが発行しているウェブ版「国民生活」2024年10月号【No.146】の「消費者行政トピックス」に掲載されましたので引用します。

※出典:ウェブ版「国民生活」2024年10月号【No.146】(2024年10月15日発行)「消費者行政トピックス」(国民生活センター) https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202410_04.pdf

消費者行政トピックス

消費者庁消費者制度課

河野消費者スマイル基金理事長と 自見大臣による岸田総理大臣表敬

~消費者スマイル基金への一層の支援を~

【表敬の模様】

2024年9月18日、NPO法人消費者スマイル基金の河野康子理事長と自見はなこ消費者及び食品安全担当大臣(当時)が総理大臣官邸に岸田文雄総理(当時)を表敬しました。

冒頭、自見大臣から、NPO法人として2017年4月に設立された消費者スマイル基金の紹介がありました。 禁患者を



た。続けて、自見大臣から、消費者庁 なから、河野康子雅事長、岸田文雄総務、自見はなこ大臣

が設立から15年の的目を迎える中、今後、消費者行政を大きく展開していくためには、消費者分野に民間の活力を呼び込む必要があること、また、消費者スマイル基金の活動は、事業者と消費者が協働で安心・安全な社会を作っていくという観点で非常に意義のあること、制度の生みの親である岸田総理への表敬をきっかけに、消費者スマイル基金に一層の支援が集まるよう、国が支援している制度だということを事業者や国民に広く周知していきたい旨のご発言がありました。

河野理事長からは、基金のこれまでの活動内容や消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体への支援が十分ではない現状、事業者と消費者による協働と共創を考える機会としてもらうとともに、双方に制度趣旨に共感いただくため、本年7月に消費者志向経営セミナーを開催したこと、今後も基金の充実に向けて積極的に活動したい旨の決意が述べられました。



岸田総理からは、かつて消費者庁の設立 や消費者契約法改正による消費者団体訴 訟制度の創設に携わった経験を踏まえ、消 費者スマイル基金の活動や消費者団体訴 訟制度の重要性に理解を示す旨の発言が ありました。また、消費者団体訴訟制度が 専門家のボランティアによって支えられ ている現状に言及しつつ、今後の活動に向 けた励ましのお言葉がありました。

2024.1

会員名簿 / 寄付実績

会員名簿 (2024年12月現在/敬称略)

■ 正会員

- (一社)全国公正取引協議会連合会
- 労働者福祉中央協議会
- 新潟県生活協同組合連合会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 日本司法書士会連合会
- 全国青年司法書士協議会
- 愛知県消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会

- 北九州市消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 主婦連合会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- (一社)全国消費者団体連絡会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 東京消費者団体連絡会センター

- (一財)日本消費者協会
- (公社)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
- 日本生活協同組合連合会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- NPO法人消費者ネット・しが
- 個人の方 72名

■ 賛助会員

- 花王株式会社
- 株式会社 ファンケル
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 株式会社 やずや
- ABCクリニック
- ●日本貸金業協会
- (一社) 未来2016
- ●(一社)日本自動車購入協会
- (一社)日本フードサービス協会
- ●(公社)日本食品衛生協会
- ●(公社)日本通信販売協会(JADMA)
- 全国農業協同組合中央会(JA全中)
- 全国労働者共済生活協同組合連合会 (こくみん共済 coop 〈全労済〉)
- 日本コープ共済生活協同組合連合会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 鹿児島県生活協同組合連合会
- 高知県生活協同組合連合会
- 埼玉県生活協同組合連合会

- 佐賀県生活協同組合連合会
- 島根県生活協同組合連合会
- 千葉県生活協同組合連合会
- 東京都生活協同組合連合会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 長崎県生活協同組合連合会
- 奈良県生活協同組合連合会
- 山口県生活協同組合連合会
- 大阪司法書士会
- 京都司法書士会
- 静岡県司法書士会
- 三重県司法書士会
- (一社)消費者市民社会をつくる会
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- (公社)全国消費生活相談員協会
- NPO法人大分県消費者問題ネット ワーク
- NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- NPO法人佐賀消費者フォーラム

- NPO法人消費者支援かながわ
- NPO法人消費者機構日本
- NPO法人消費者支援機構関西
- NPO法人消費者支援機構福岡
- NPO法人消費者支援ネット北海道
- NPO 法人消費者市民サポートちば
- NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- NPO法人消費者ネット広島
- NPO法人ながの消費者支援ネット ワーク
- NPO法人ひょうご消費者ネット
- NPO法人やまなし消費者支援ネット
- 株式会社デトリタス
- サラヤ株式会社

ご寄附いただいた皆さまのおかげで、2024年12月時点で、設立時(2017年)からの累計で、団体のべ40団体、個人のべ233人、合計金額は1,249万7,350円の寄付金をいただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

寄付のお願い

当基金への寄付金は、全国の(特定)適格消費団体等の活動につなげるため、助成事業に加え、消費者団体訴訟 等支援法人として、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けています。寄付の方法は以下 のとおりです。

1. 銀行振込: 寄付申込書をご記入いただき、下記金融機関の口座(ゆうちょ銀行三菱UFJ銀行)に寄付金のご入金をお願いします。

ご寄付先口座

- ・三菱 UFJ銀行 麹町支店(616) 「普通 0311226 口座名:特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口
- ・ゆうちょ銀行 019(ゼロイチキュウ)店 当座 0587920 口座名:特定非営利活動法人 消費者スマイル基金
- 2. クレジットカード決済: 当基金では、シンカブル (Syncable) というクラウドファンディングと契約しております。 こちらのクレジットカード決済画面からご入金をお願いします。
- ※ご提供いただいた個人情報については、当基金からのご案内・連絡等に利用し、当基金の個人情報保護規則に従って厳重に取り扱います。

認定NPO法人のため、当基金への寄付金は税制控除の対象に!

認定 NPO 法人とは

- ・公益性が高く、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると 行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度1回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています。
- ・寄付者に対して税制上の優遇措置がとられます。

・個人の場合

- ①所得控除 又は 税額控除 (お好きな方をお選びいただけます)
- ②住民税控除

といった2つの控除が受けられます。



・相続又は遺贈により財産を取得した場合 寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

*確定申告の際に必要な領収書は2025年1月下旬頃にお送りいたします。



当基金は寄付金控除 の対象団体です。 詳しくはこちら

会員入会のお願い

運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員も募集しています。下記連絡先までご連絡ください。

■ 正会員(会費・年額、議決権あり)

①個人正会員 1口 1,000円 (3口以上) ②団体正会員 1口 10,000円 (1口以上) ※②は非営利団体のみ(原則として基金の助成対象となる可能性のある団体は除く)

■ 賛助会員(会費・年額、議決権なし)

①非営利団体 1口 10,000円 (1口以上) ②営利団体 1口 50,000円 (1口以上)

2025年(令和7年)1月発行



消費者団体訴訟等支援法人 認定NPO法人 **: 出事・半フライル・**主

消費者スマイル基金

※2023年12月20日、消費者裁判手続特例法に定められた 「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を受けました 【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階 TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

URL https://www.smile-fund.jp/